

倉庫料金表【TOKYO BASE】

(1) 保管料金

倉庫種別	種類	単位	価格（単位：円）	期別
一般倉庫	面積建	3.3 m ²	2,640～7,900	10日/一期
			7,900～23,700	月/一期
美術品倉庫	面積建	3.3 m ²	9,340～28,000	10日/一期
			28,000～84,000	月/一期

(2) 適用規定

- ① 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。
- ② 面積建の保管料は暦日によって1日から月末までを一期とする場合がある。一月を一期とする場合、一期に満たない日数については、寄託者と協議のうえ決定する。いずれも使用面積により計算する。
- ③ 請求1口の保管料総額が1,000円に満たないときは1,000円とする。
- ④ 荷役料は保管料に含むものとする。

(3) 個別に協議して定める料金

- ① 遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損物・強臭性貨物又はばら貨物については、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ② 荷主の要求により、特別荷役機械、資材等を使用した場合は、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ③ 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがある。
- ④ 本料金表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

(4) その他の料金

- ① 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金
電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等寄託者と協議のうえ決定する。
- ② 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による温湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は寄託者と協議のうえ決定する。

(5) 消費税の加算

- ① (1)～(4)までによって計算した料金の総額に消費税（地方税等含む）に相当する金額を別途加算する。
- ② 請求各口につき1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとして計算する。

(6) 適用地域

当社の以下の営業所を対象とする。

東京都江東区新砂3丁目2番9号 Xフロンティア6階 SGMービング株式会社 TOKYO BASE 倉庫

以上